



令和8年1月9日  
物流・自動車局車両基準・国際課  
審査・リコール課

## ペダル踏み間違い時加速抑制装置の基準を強化します！

～道路運送車両の保安基準等の改正について～

国土交通省では、高齢者等によるペダル踏み間違いによる事故を防止するため、ペダル踏み間違い時加速抑制装置に関する国連基準の策定を主導するとともに、国内基準の強化を図っています。

今般、国連自動車基準調和世界フォーラム（WP.29）において、ペダル踏み間違い時加速抑制装置について、停止状態だけでなく、クリープ走行時※もペダル踏み間違いを検知して急加速を抑制することを求める性能要件の強化などを含む国連基準の改正が合意されたことを受け、道路運送車両の保安基準等を改正することとします。

これにより、ペダル踏み間違いによる事故のより一層の削減が期待されます。

※オートマチック車がブレーキを離した際にゆっくり前に進む状態

### 1. 主な改正の概要（詳細は別紙参照）

（1）「ペダル踏み間違い時加速抑制装置」の性能要件の強化及び義務付け対象車種の拡大

	改正後	改正前
① 義務付け対象車種の拡大	乗用車（※1） <b>貨物自動車（※2）</b>	乗用車（※1）
② 検知対象の障害物の追加	車両・壁・ <b>歩行者</b>	車両・壁
③ 急加速を抑制するための要件追加	停止状態・ <b>クリープ走行状態</b> からの急加速抑制	停止状態からの急加速抑制

＜適用時期＞

新型車：令和12年9月

継続生産車：令和14年9月

※1 乗車定員10人未満のオートマチック車に限る。

※2 車両総重量3.5t以下のオートマチック車に限る。

（2）その他の改正

「緊急車線維持システムに係る協定規則（第178号）」等を導入するため、所要の改正を行います。

### 2. 公布・施行

公 布：令和8年1月9日

施 行：令和8年1月11日（一部、同年3月31日）

問い合わせ先

物流・自動車局 車両基準・国際課：松坂、池端

電話 03-5253-8111（内線42532）、03-5253-8602（直通）

審査・リコール課：柴崎、野田

電話 03-5253-8111（内線42313）、03-5253-8596（直通）